

別添 2-3 環境特性に基づき配慮しようとする内容	2-95
---------------------------	------

別添 2-3 環境特性に基づき配慮しようとする内容

実施区域は、本市中央部、衣笠・大楠山近郊緑地保全区域内に位置し、周辺は山林に囲まれており、その北東側には横浜横須賀道路を挟み住宅用地（約 300m）、農地等の土地利用となっている。また、実施区域内に大楠山ハイキングコース（衣笠コース）があり、ハイキング等に利用されている。

これらの状況を踏まえて、実施区域及び周辺地域の環境特性に基づき、生活環境及び自然環境に配慮すべき点として以下の事項を抽出した。

(1) 共通事項

- ・可能な限り残置森林を多く確保する。また、積極的な緑化を推進することにより、二酸化炭素吸収量の低減を抑える。
- ・土地利用は、ハイキングコースの存在を踏まえて計画する。
- ・関係車両の安全運転を徹底し、交通事故の防止に努める。

(2) 廃棄物処理施設の建設

- ・排出ガスについて、法規制よりも厳しい目標値を満足させて排出する。
- ・適切な燃焼管理を実施するとともに、バグフィルタ前段に活性炭吹込装置を設けるなどのダイオキシン類対策を講じる。
- ・CO₂の削減による地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点から、熱エネルギーを利用した発電を積極的に行う。
- ・ファン、空気圧縮機等の騒音発生機器は低騒音の機器を採用し、騒音の著しい機器は適切な対策を講じるとともに、騒音を考慮した外壁仕様や開口部の計画を行う。
- ・ごみピット内は気圧を負圧に保つことにより臭気の漏出防止対策とする。このとき、ピット内を負圧にするために吸引した臭気（空気）は、燃焼用の空気として焼却炉の中へ送り込み高温で分解する。また、プラットホームへの出入口にはエアカーテンを設ける等、臭気が漏れ出さないよう計画する。
- ・周辺地域の景観と調和するよう、工場棟や煙突の高さ、デザインに配慮する。

(3) 発生土処分場の建設

- ・施設供用時において使用する敷均し機械等は、低騒音・低振動型の使用に努める。
- ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時においては、適宜散水を行う。

(4) 宅地の造成

- ・周辺の自然環境へ配慮し、極力自然地を残すよう擁壁形状等を計画する。
- ・宅地造成等規制法に基づく適正な勾配による法面造成や法面の保護、擁壁構造とし、土砂の流出や地滑り等を十分考慮した計画とする。